

## 全体財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 . . . . . 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . . . 再調達原価

ただし、道路及び河川の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価

取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路及び河川の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産 . . . . . 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価

取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの . . . . . 取得原価

② 出資金

市場価格のないもの . . . . . 出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 . . . . . 先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます） . . . . . 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～64 年

工作物 10 年～60 年

物品 3 年～51 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます） . . . . . 定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

. . . . . 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、水道事業会計においては、過去3年間の平均不納欠損率を用いています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計、下水道事業会計については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

## 2 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
カルルス温泉スキー場 事業特別会計	公営企業会計	全部連結	—
水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—

※地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。本市においては、簡易水道事業特別会計が該当します。

簡易水道事業特別会計 地方債残高 156 百万円  
他会計繰入金 5 百万円

### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

### (3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

### (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

#### ア 範囲

一般会計において、平成 29 年度予算に財産収入として措置されている公共資産

#### イ 内訳

事業用資産（土地） 31 百万円（40 百万円）

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。売却可能価額は、路線価に基づく評価方法によっています。上記の（40 百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。